

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

〔三番 平岡静香君登壇〕

○三番（平岡静香君） こんにちは。みやぎ県民の声の平岡静香です。通告に従い、大綱五点について質問します。村井知事をはじめ執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

大綱一点目、多文化共生推進事業について二点お伺いします。

二〇一五年国連サミットにおいて、持続可能な開発二〇三〇アジェンダSDGsが採択されてから十年が経過しました。宮城県では、県政運営の基本的な指針として、新宮城の将来ビジョン実施計画を策定し、SDGsの基本理念である、誰一人取り残さないという包摂性や社会、経済、環境の三つの分野を一体として捉える統合制の特徴を反映した取組を推進してきました。来年度より三年間に及ぶ中期の計画へ移行します。政策の基本方向、一は、富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進とし、取組の一つとして、外国人材の確保、定着に向け、インドネシアをはじめとした外国人材の受入れ促進に向けた県内企業とのマッチング支援や日本語教育の体制整備等を行うとともに、外国人材の受入れや産業拠点形成を進めるための環境整備に取り組むことが打ち出されました。今月、宮城県国際化協会、JICA東北主催のセミナーに参加しました。JICA研究所によると、二〇二三年十月末の国内の外国人労働者は二百五十万人であると言います。年一・二四％の経済成長を維持するためには、二〇三〇年に四百二十万人、二〇四〇年に六百八十八万人の外国人労働者が必要であるとの試算が出されました。知事にお伺いします。宮城県では、二〇三〇年までにどの程度の外国人材を受入れ、それに伴いどのように社会が変化していくと予想されているでしょうか。宮城県が目指す将来の方向について、御説明ください。

次に、第四期宮城県多文化共生社会推進計画についてお伺いします。

十二月に、公益財団法人仙台観光国際協会センターと公益財団法人宮城県国際化協会MIAを訪問しました。資料一を御覧ください。（パネルを示す）現在、宮城県では、県民の一・二％に当たる外国人が在住しています。中には、道路や線路のメンテナンスを行うベトナム人、介護士として高齢者に寄り添うフィリピン人、漁業や水産加工業に従事するインドネシア人といった労働者が含まれます。外国人支援を行う方々の存

在があつてこそ、言語も文化も異なる私たちがともに暮らすことができます。今後、外国人材の受入れ促進を行う中で、各市町村で新たな対応に迫られることが予想されます。先月、昨年十月に開設された江戸川区多文化共生センターにお話を伺いました。斉藤猛区長は、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指しています。ともに生きるまち推進課を新設し、共生社会推進に向けた企画調整や区民の意識醸成の取組を行っています。江戸川区は二十三区内で二番目に多い外国人が暮らしています。二〇二三年には全世帯を対象としたアンケート調査を実施し、プッシュ型の支援を行うようにしたいと言います。宮城県の計画では、市町村に対して、外国人県民に最も身近な行政機関として、生活に密着した支援を主体的に行う役割を求めています。地域への適用力を高めるためには、言葉の壁を解消することが必要です。先月、宮城県民大学講座で行われた「共生社会を考える〜多文化共生やさしい日本語セミナー〜」に参加しました。やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことを言います。セミナーでは、実際にワークに取り組んだことで、外国の方の目線に立ったコミュニケーションや関わり方について考えることができました。経済商工観光部長にお伺いします。今後、全市町村に対して研修の実施を推奨してはいかがでしょうか。

資料二を御覧ください。画面を御覧ください。（パネルを示す）M I P E Xの調査によると、日本は教育、政治参加、差別禁止が低い水準にあることが分かります。第四期宮城県多文化共生計画では、外国人材が県内で活躍することが見込まれることから、攻めの多文化共生が求められるとあります。日本が選ばれる国となるためには、現行の枠組みの中では限界があることから、国会における更なる議論が求められます。知事がイスラム圏の外国人材を迎え入れるに当たり、土葬墓地をつくる検討を開始すると発表した直後から、全国からは反対の声が寄せられました。東京大学の永吉希久子准教授によると、移民政策に対して、次のような立場をとる方々がいます。第一に、移民の受入れの是非はともかく、受入れた移民に対しての権利の保障の必要性を主張する立場。第二に、移民の増加が治安の悪化や社会保障費用の増加、日本人の主権の喪失につながるを考え、移民の受入れを否定する立場です。今回の土葬においては、前者の立場をとる一部の方々からも危機感を示されています。資料三を御覧ください。（パネル

を示す）高度経済成長期に入り、自治体に火葬場が整備されたことや若者の流出により、地域の支え合いで行われていた土葬が衰退したことから、火葬率が上昇しています。先月、大阪において、日本文化とイスラム文化を調和する活動を行っているジャパンダワセンターを訪れました。実際に行われた土葬の映像を見せていただき、イスラム教徒の死生観や葬送に込められた意味について教わりました。その後、日本人ムスリム、僧侶、宗教社会学の研究者を交えて意見交換を行いました。また、先日は宮城イスラム国際共同霊園をつくる会代表のソヨド・アブドウル・ファッタさんにお会いしました。石巻で働く技能実習生のためにモスクの建設をされた方です。「人間はいつ死ぬか分からないので、外国人誰もが入れる霊園をつくりたい」と話しておられました。環境生活部長にお尋ねします。土葬が土壌や水質に及ぼす影響の有無について、心配されている方々が非常に多いです。この件に対する、県の見解を求めます。

仙台市教育委員会では、英語を核とした小中一貫の新教科、国際探究科の新設を目指しています。外国籍や海外で育った児童生徒が増加する中で、異なるルーツを持つ者同士が多様な価値観に触れ、柔軟な思考を身につけることが期待されます。グローバル教育は、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶもので、生きていく上で必要な資質や能力を育成することができます。地球市民としての地球規模の課題の解決に取り組むグローバル・シチズンシップ教育を行うことは、多文化共生社会の実現にもつながります。教育長の仙台市の動向に対する御所見と、県立高校における取組についてお聞かせください。

大綱二点目、観光客と住民の共生について二点お伺いします。

「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を基本理念とする観光庁が発足してから十六年がたちました。二〇三〇年には訪日外国人旅行者数を六千万人、消費額を十五兆円に達成することを目標としています。宮城県は、インバウンドの全国シェアが〇・五％と低調であり、観光の魅力の創造と観光基盤の強化のためにも、今年十一月から導入される宿泊税が、効果的に活用されることが期待されています。現在、四月から三年間運用される第六期みやぎ観光戦略プラン最終案の作成が進められています。先月、観光戦略課より、最終案について御説明頂きました。基本理念は、「地域が主役となる持続可能な観光地域づくりを通した“All round、な観光地の実現」です。数値目標として、

二〇二七年の外国人観光客宿泊者数を現在の倍の規模に当たる百二十万人泊と設定しています。目標達成に向けて、みやぎ観光創造県民条例に基づき、県、県民、観光事業者及び観光団体がおのの役割を認識し、県民総参加で観光地域づくりを推進していくとしています。現在、特別徴収義務者である宿泊事業者に対する説明会が行われています。同時に、観光客と住民の双方が満足できる観光地づくりを進めるために、まずは観光振興の意義について県民に御理解頂くことが必要ではないでしょうか。経済商工観光部長の御所見を求めます。

最終案では、宮城の観光の現状・課題として、都市部への一極集中が指摘されています。そもそも外国人観光客が訪れてよしの宮城県と評価しない理由は何でしょうか。観光戦略課には、外国人観光客の目線に立った分析を行い、観光対策を講じていただきたいです。英語によるガイドブックとして、世界一のシェアを誇るロンリープラネットジャパンを読みました。全七百六十八ページのうち、東北については六十二ページにわたって掲載されていました。仙台については、伊達政宗公の功績をたたえた上で、政宗公のゆかりの地で紹介されています。巻末ではLGBTQプラスの旅行者向けの特集が組まれていました。その中で、日本では不利益を被るおそれから、カミングアウトせずにいるたくさんのLGBTQプラスの方々がいることが明かされています。ガイドブックの中では、安心して過ごせる地域について紹介されました。一方で、日本政府観光局の外国人観光客向けの公式ウェブサイトでは、「都市部と地方では意識の差があるものの、日本文化に対して配慮をすれば、旅行者が心配することはほとんどない」という見解を示しています。以前九月定例会の中で、知事から次のような御答弁がありました。「市町村担当者との意見交換の場では、まずは性的少数者の理解促進が重要であるといった意見がある一方で、県にはパートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入に否定的な意見が複数寄せられているのも事実であります」。日本の伝統的な家族観が失われることに対する御懸念は理解しますが、性的少数者が安心・快適に旅行を満喫していただくためには、観光地としての環境整備が求められるのではないのでしょうか。知事の御所見を求めます。

大綱三点目、地域共生社会の実現に向けて、二点お伺いします。

今年六月一日より改正刑法が施行され、拘禁刑が新設されます。十一月に宮城刑務

所の参観を行いました。受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に向けて、更生プログラムの見直しが図られていることが分かりました。また、先月は、更生保護法人宮城東華会と宮城県地域生活定着支援センターを訪れ、矯正施設を退所された方々が地域の中で自立した日常生活を行うための支援について教えていただきました。先週十二日に宮城県再犯防止推進懇話会を傍聴しました。現在、県では、四月から五年間運用される第二次宮城県再犯防止推進計画の作成が進められています。宮城県では、地域における包摂的な支援を重点課題とし、市町村の再犯防止推進計画の策定支援を通じて、県、市町村が一丸となって再犯を防止する体制の整備を目指しています。再犯に至る方の多くは、住居や就労などの面で福祉的支援を要する傾向があるそうですが、通常の福祉の場から外されている現状があります。対象者が地域で受け入れられ、自治体が分け隔てなくサービスを提供する上でも作成が必要です。二〇二四年四月一日時点で、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、東松島市、大崎市、大河原町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、南三陸町の十五市町にとどまります。保健福祉部長にお尋ねします。二〇三〇年までの目標である三十市町村における作成を進めるための対応策についてお示しください。

次に、目と耳の両方が不自由な盲ろう者について取り上げます。

みやぎ盲ろう児・者友の会によると、夜の海の底に沈められたような孤独な状態にあると言います。県内在住の盲ろう者の方から、障害が理由で、引きこもりがちな盲ろう者の方々のためにも啓発を行いたいという御相談を受けました。先月、東京盲ろう者支援センターを訪れました。石原慎太郎知事の時代、盲ろう者の福島智教授の働きかけにより支援が拡充したといえます。センターでは、生活に必要な技術や知識を学ぶ訓練や相談事業が行われていました。また、社会参加を促すために、毎週交流会や学習会が開催されています。令和六年度、東京都では八百四十名の盲ろう者に対する支援センター等事業として一億八千九百三十七万千円の予算がつけられています。先週、宮城県聴覚障害者情報センターみみサポみやぎと宮城県保健福祉部障害福祉課より、県の支援体制についてお伺いしました。見え方、聞こえ方の程度によって、盲ろう者のタイプが分かれば、個々人によって必要とする支援のニーズが異なることが分かり、一律支援の限界を感じました。二〇二三年度、社会福祉法人全国盲ろう者協会が実施した調査によると、

盲ろう者通訳介助員派遣事業の年間可能時間を二百四十時間と設定している都道府県は、宮城県を含む十五道県にとどまります。二百四十時間は、一月二十時間、一週間で五時間になります。時間制限は、障害者の社会参加を困難にしています。みやぎ障害者プランの基本理念は、「誰もが生きがいを実感しながら、ともに充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」です。宮城県においても、派遣事業の年間可能時間の見直しが必要ではないでしょうか。保健福祉部長の御所見を求めます。

大綱四点目、動物との共生について二点お伺いします。

令和三年度より十か年計画として見直された宮城県動物愛護管理推進計画は、人と動物が真に共生できる社会の構築を目指しています。具体的な数値目標として、令和十二年度の犬及び猫取引数を年間八百頭と設定しました。今から十年前には三年三千七百四十九頭でしたが、年々減少し、昨年度時点で七百九十三頭となり、目標が達成しました。譲渡返還が行われた一方で、三百八十頭が殺処分されています。今年度八月に開催された宮城動物愛護推進協議会において、殺処分を減らすためには、不妊去勢手術が重要だ。他自治体では、県動物愛護センターを集約した際に、不妊去勢専門の部署をつくり、手術を実施しているところもあるという御意見が寄せられました。県からは、公務員獣医師が減少傾向にある中、県動物愛護センターで実施することは難しいとの回答がありました。環境生活部長にお伺いします。食の安全確保、動物や人の健康保護等において大きな役割を果たしている公務員獣医師の確保が全国的に困難であるといえます。宮城県における対策についてお示しください。

先月、富谷市にある宮城県動物愛護センターを訪問し、動物愛護管理行政の役割について教えていただきました。ミルクボランティアのお宅から戻ったばかりの子猫に会いました。子猫は人間の赤ちゃんと同じで、夜を含めて二、三時間置きの授乳が必要です。民間の方々の支えがあつて、小さな命が守られています。動物の愛護及び管理に関する法律第三十八条では、都道府県は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする定められています。県では、令和十二年度には百名の委嘱を目指していますが、令和六年七月時点で四十八名となっています。先月、県の公務員獣医師の方々から、動物愛護推進員の活動状況について御報告頂きました。地域の中で、行政と民間の協働を促すため

にも、推進員の活動が期待されます。ここで、環境生活部長にお伺いします。動物愛護推進員の数値目標達成に向けた、今後の取組についてお示しください。

大綱五点目、宮城県いじめ防止対策推進条例についてお伺いします。

文科省が実施した調査によると、令和五年度の宮城県のいじめ認知件数は前年度より七十八件増加した一万四千七百二十二件でした。また、重大事件の発生件数は二十八校において三十件です。県教育委員会では、全ての児童生徒にとって魅力ある、行きたくなる学校を目指すために、学校においては、子供が互いに認め合う学級づくりと、子供の声を聞き、褒め、認める授業づくりを目指しています。二〇二四年の小中高生の自殺者数は過去最多の五百二十七名であり、原因・動機の四十四％が学校問題です。学校現場において、子供の悩みを早期に発見することができなかったことが悔やまれます。

しかし、私の教員時代を振り返りますと、教員は多岐にわたる業務を担うため、実際は、教員の本丸である教科指導や生徒指導に集中することは困難です。二〇二三年度の公立小中高と特別支援学校において、精神疾患を理由に休職した教員は過去最多の七千百十九人となりました。全国のエデュコム委員会の認識では、児童生徒への指導や現場の対人関係を多くの要因として挙げています。子供たちの日々の変化に気づき、教員同士が協力し、チーム学校として対応していくためには、先生方が健康な心身を維持できる職場環境の整備が求められます。宮城県いじめ防止対策推進条例が制定されてから七年がたちました。第十五条では、県教育委員会は、調査、研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものと定められています。ここで教育長にお伺いします。いじめを解決するためには、早期発見と丁寧な初期対応が重要です。県教育委員会は、学校現場における現状についてどのように検証されているでしょうか。

以上、大綱五点より十一題の質問をさせていただきました。今回の一般質問に当たり、ヒアリングに御協力頂いた皆様に感謝申し上げます。壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 平岡静香議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず大綱一点目、多文化共生推進事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、外国人材の受入れ等についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、県内の外国人労働者数は約二万人ですが、JICA推計では、二〇三〇年の必要数は三万四千人とされており、人手不足は更に深刻化していくものと認識しております。このことから県では、優秀な外国人材を多く送り出していただくことを目的に、ベトナム、インドネシアに続き、昨年末には私自ら渡航し、カンボジア政府と協力覚書を締結し協力関係の構築を図ってまいりました。来年度は、引き続き送り出しのポテンシャルが最も高いインドネシアに注力し、企業の採用確実にするため、求人の詳細に把握し、現地の送り出し機関と企業とのマッチングにつなげる大規模なジョブフェアを宮城県内で実施することで、外国人材の受入れを考えている企業のニーズにしっかりと応えてまいります。将来的に外国人材が県内産業の一翼を担う社会へと大きく変化していくと考えており、多文化共生計画に掲げた生活や防災情報のプッシュ通知等を行うアプリ開発や、勤労者向けのオンライン日本語教育など、攻めの多文化共生と外国人材の更なる活用を、私が先頭に立って強力に推進してまいります。

次に、やさしい日本語研修の推奨についての御質問にお答えいたします。

やさしい日本語は、例えば土足禁止を靴を脱いでくださいとするなど、難しい熟語や言い回しを言い変える表現であり、日本語に不慣れな方との相互理解を深める大変有効な手段であると認識しております。このことから、県では現行の多文化共生計画において、やさしい日本語の普及を重要課題と位置づけ、県主催により希望する市町村で、市町村職員や地域住民の方向けに、行政窓口や観光案内で活用できるやさしい日本語の研修会を行ってまいりました。県内在住の外国人の方の人数は、今後も増加していくと見込まれることから、今年度新たに地域の相談役である民生委員・児童委員等を対象に研修会を行ったところであり、来年度は、防犯ボランティアや外国人を雇用している企業に加え、業界団体等へも拡充していく予定であります。加えて御指摘のありました市町村主催の研修については、令和二年度からの過去五年間で七つの市町が実施しているところですが、県主催での研修会では限りがあることから、各市町村とも研修のノウハウを共有し、全市町村が独自で研修会を行っていただけるよう、積極的に支援をしてまいります。

次に、土葬が土壌や水質に及ぼす影響についてのお尋ねにお答えいたします。

土葬墓地については、多くの御意見やお問合せが県に頂いており、土葬が土壌や水質に及ぼす影響について心配される声も多数お受けしているところであります。現在行っている調査においては、土葬墓地における周辺環境への土壌や水質に影響を及ぼした事例はこれまでのところ確認されておりません。県としましては、外国人だけではなく、日本人も含めた全ての方が最後まで安心して暮らせる環境整備として、引き続き土葬墓地についての調査を行い、周辺環境への影響も含め、課題等を整理の上、今後の対応を検討してまいります。

次に、大綱二点目、観光客と住民の共生についての御質問のうち、観光振興の意義に対する県民の理解についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ観光創造県民条例では、県民の役割として、観光王国みやぎの実現の意義への理解と、地域における観光振興の取組への参画を掲げております。これまでも、高校や大学等における本県観光の現状や施策に関する講義のほか、シビックプライドの醸成や外国人材育成に関するセミナーの開催などを通じて、観光振興に対する理解醸成に努めてきたところであり、現在、策定中の第六期みやぎ観光戦略プランにおいても、住民や観光事業者などが一体となった関係者全員参加型で魅力ある観光地域づくりを進めていくこととしております。県としましては、県政だよりなどの多様な媒体を活用した観光振興による地域経済や雇用に対する効果の周知や観光人材の育成、学生等を対象とした出前講座の実施に加え、デジタル身分証アプリを活用した観光施策のPRや県民を対象とした地域への満足度、必要な観光振興施策等に関する意識調査の実施などにより、観光振興の意義や観光産業の重要性への理解、郷土への愛着や誇りの醸成を図ってまいります。

次に大綱三点目、地域共生社会の実現に向けてとの御質問のうち、再犯防止推進計画についてのお尋ねにお答えいたします。

再犯を防止するためには、矯正施設出所者等が孤立することなく、地域の一員として定着できるよう、地域社会における受入れ環境を整備することが重要と認識しております。また、矯正施設出所者等の中には、福祉的な支援を必要とする人もいるため、地域の実情を踏まえつつ、福祉的な視点も取り入れながら、必要なサービスや支援を提供

できる体制を構築することも必要になるものと考えております。このように再犯防止に向けては、基礎自治体である市町村の取組が極めて重要になることから、現在、策定を進めております第二次宮城県再犯防止推進計画では、新たに市町村再犯防止推進計画の策定数を目標値として設定することとしております。県といたしましては、市町村職員を対象に、矯正施設の見学の機会を設けることや関係機関とのネットワーク構築勉強会の開催などを通じて、再犯防止推進への理解の促進と再犯防止計画策定に向けた機運醸成を図ることにより、目標達成に努めてまいりたいと考えております。部長が御指名の部分をちよつと私、一部答弁させていただきます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱四点目、人と動物の共生についての御質問のうち、県における公務員獣医師の確保対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県職員の獣医師は、獣疫衛生や食品衛生、家畜伝染病予防、畜産振興など、獣医師としての専門性が欠かせない業務に従事しているところですが、近年、採用試験受験者数の低迷により県職員獣医師の減少が顕著となっております。このため県では、受験者を安定的に確保するため、給与面の処遇を改善するとともに、教養試験を廃止して受験しやすくするなど、獣医学生が県を就職先に選んでもらえるよう取り組んでまいりました。また、昨年度からは、獣医学生を会計年度任用職員として短期間雇用し、実際の業務に従事しながら、県職員獣医師の仕事を身近に感じてもらう取組を始め、加えて、今年度からは県職員獣医師をP Rする動画を作成し、ユーチューブでの配信を開始したところですが、今後は更に様々な広告媒体を活用し、一般的には余り知られていない県職員獣医師の仕事に対する理解を広めるとともに、学生だけでなく、転職を希望する社会人への積極的な働きかけを行うなど、一層の獣医師確保対策に取り組んでまいります。

次に、動物愛護推進員についての御質問にお答えいたします。

県では、地域における犬、猫等の動物愛護及び適正飼養を推進するため、新たな飼い主探しの助言やしつけ方に関する相談対応等を行っていただくボランティアとして、動物愛護推進員を先月末時点で四十九名委嘱しております。これまで動物愛護推進員の知識の習得やスキル向上のため、多頭飼育問題に関する研修会等を行ったほか、推進員

の増員に向け、県獣医師会への働きかけを行ってまいりました。今後は、計画に掲げた数値目標を達成できるよう、県の動物愛護施策に御協力頂いているミルクボランティアや、研修会参加者への積極的な働きかけを通して、動物愛護推進員の増員を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱三点目、地域共生社会の実現に向けてとの御質問のうち、盲ろう者通訳介助員派遣事業の年間可能時間についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台市を除く県内で視覚障害と聴覚障害の両方に該当する身体障害者手帳を持つ方は、昨年三月現在で七十七名となっており、そのうち特に重度の障害がある九名の方が、県の盲ろう者通訳介助員派遣事業に利用登録されております。県では、盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業と盲ろう者通訳介助員派遣事業を通じて、必要な知識や技術を習得した盲ろう者通訳介助員を養成登録し、盲ろう者のコミュニケーションと移動支援のため、必要に応じて派遣しているところです。盲ろう者通訳介助員の派遣について、年間利用可能時間は、仙台市と同一となっておりますが、障害の状態やお住まいの地域における交通機関の状況など、課題があることは承知しております。県といたしましては、引き続き、盲ろう者団体との意見交換を行うほか、市町村や関係機関と情報を共有しながら、派遣事業の実施方法について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、観光客と住民の共生についての御質問のうち、性的少数者の受入れ環境整備についてのお尋ねにお答えいたします。

現在策定中の第六期みやぎ観光戦略プランでは、オールラウンドな観光地の実現を掲げ、多種多様な方々が集う観光地を目指すこととしており、性的少数者も含めた多様な旅行者の受入れ環境の整備が重要であると認識しております。性的少数者への社会的

認知の高まりにより、LGBTQプラスツーリズムは今後世界的に市場の拡大が見込まれているため、国内でも、大阪観光局において、旅行者のニーズや接遇等に関するセミナーの開催や専用観光情報サイトの開設など、性的少数者の旅行者受入れの基盤づくりに積極的に取り組んでいると伺っております。県といたしましては、御指摘のとおり、今後、性的少数者が安心・快適に旅行を満喫できるよう、観光関係団体等との意見交換を行い、現状の把握に努めるとともに、先行事例の研究を行いながら、オールラウンドな観光地の実現に向けた効果的な環境整備を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、多文化共生推進事業についての御質問のうち、グローバル・シチズンシップ教育についてのお尋ねにお答えいたします。

地球規模の課題の解決に取り組むグローバル・シチズンシップ教育は、多様な文化、習慣、考え方を尊重する多文化共生社会の実現にとって重要であると認識しております。仙台市教育委員会が計画している小中一貫の新たな教科については、英語を核として、児童生徒が多様な文化や価値観への理解を深めるなど、国際化が進む現代の社会において、意義のある取組であると捉えております。現在、県立高校では、持続可能な開発目標SDGsと関連づけ、海外の高校と共同した探求学習や生徒が諸外国の立場に立って、国際的課題について議論する模擬国連活動などのグローバル・シチズンシップ教育に取り組んでいるところです。県教育委員会としましては、引き続き、生徒の国際的な視野を広げる教育活動に取り組み、国籍や性別を問わず、多様な主体と連携して、持続可能な国際社会づくりに参画できる人材の育成に努めてまいります。

次に、大綱五点目、宮城県いじめ防止対策推進条例についての御質問にお答えいたします。

いじめの防止やその解決のためには、児童生徒の小さな変化を見逃さないよう、日常の観察や教員間における情報共有が大切であり、そのためには、教員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を十分に確保できることが重要であると認識しております。一方、学校においては、正規の勤務時間外における在校等時間が月八十時間を超え

る教員や精神疾患による病気休職者も一定数いる現状があります。このため、県教育委員会としては、教職員の働き方改革に関する取組方針を策定し、教職員が健康でやりがいを持てる職場環境づくりに取り組んでおります。また、教職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックのほか、各種研修会の開催や公立学校共済組合と連携した力ウンセラー等による相談事業などを行っているところです。県教育委員会としては、教員がいじめの早期発見、早期対応をはじめとした生徒指導や教育相談に十分に力を発揮できるように、引き続き学校現場の状況を把握しながら、職場環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 御答弁ありがとうございます。では、順番に再質問を行わせていただきます。

まず一つ目、大綱一のところになります。

今回、最初に、知事のほうから今後の宮城県の姿というものを御説明頂きましたけれども、今どうしても、移民の定義にもよるのですけれども、この日本に外国の方々に来ていただくに当たって、土葬ばかりがちょっと宮城県が一番大きな課題のように——とても大きな課題ですので、そのとおりですけれども、ほかにももっといろんなことがあると思うのです。土葬に関しては、本日配付しました資料三のところで、行政としてどういうふうな推移があったかというのを出しましたけれども、本来であれば、地域の事情に合わせて墓地のことは検討してくださいということは、平成の時点で起きたわけですから、国際化への対応した指針ではないわけです。私は、今回この土葬の話が出たときに、国レベルで本当話し合わなければ、市町村で自治体ごとに対応も困るでしょうし、場合によっては本当に分断を呼んでしまうような大きなテーマだなということを感じています。知事に改めて再質問を行います。土葬だけではなくてもいいのですけれども、たくさん外国の方を日本に入れるに当たって、地域、この県単位として、こういう課題について、本来国のほうでしっかりと議論を深めてもらいたいというテーマがありましたら、土葬のことでも構わないのですけれども、お願いいたします。すいません、突然で。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） やはり国としては、いろんな制度の壁というようなものを、柔軟に取り払う、あるいは壁をつくる、やっていく必要があるのではないかなというふうに思います。先ほどのわたなべ議員の質問で犯罪というのがありましたけれども、そういったものに対しては非常に厳しく取り締まるべきだというふうに思います。入国する際に、本人がどういう経歴を持っていたのかということをしつかりチェックをするというのは重要だと。それはある意味では厳しい規制ということになるかもしれませんが、同時にまた入国するに当たっているんな難しいものもあると思います。技能実習制度も今度、育成就労というふうに変わっていったら、転勤が自由になっていくということになると、我々がせっかく育てた人材が、また東京や大都市にどんどん移っていったら、ことになってしまったら、我々が育てても意味がないのではないかということになってしまいますから、そういったいろんなルールを国のほうで柔軟に我々の声を聞きながら、特に地方の声を聞きながら対応していくということが重要ではないかなと思います。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） はい。ありがとうございます。では、すいません時間の都合で次に行きたいと思います。

二つ目のやさしい日本語、ぜひ学校の先生たちにも、どこかで研修の機会があったらよいのではということ江戸川区のほうから伺ったことです。やはり保護者の中には日本語が話せないで渡航された御家族が、子供さんの悩みを話す中で、日本語が分からないということもありますので、そういうことも検討に入れていただけたらと思います。これはコメントになります。

そして次です。土葬に関して、皆さんから昨日からいろんな御発言ありましたけれども、私なりにもいろいろ調べてまいりました。やはり県営ということとか、お金のこととかいろいろ出ていますけれども、私がお会いしたムスリムの方々にお伺いしたところ、お金はどうするのですかってちょっと聞いてみました。そう聞いたところ、自分たちで寄附を集めると言っていました。理由は、自分たちがお金を集めることが天国に富を積むことになるので、少しでも自分たちが寄附したということが、よい行いを生き

ている間にしたということになるので、石巻のモスクもそうでしたけれども、自分たちで協力してやっていけますということでしたので、そういう一つ一つの県民の御不安を聞いていただいて、お答えしていけたらよい課題かなと思っております。そして四番目の国際探究科のところに関しても、教育長からお話がありました、数年以内に小中でそのような教育を受けた生徒が高校に入ってくるわけですから、改めて高校のほうの取組も振り返っていただいて対応をお願いいたします。

大綱二点目のところに行きます。こちら、前向きな回答ありがとうございます。ガイドブックを見ていますと、やはりナイトライフということで、夜の過ごし方が外国の方々、大変楽しみのようです。宮城に関しては、国分町が取上げられていましたし、食の面では松島のカキだけが取上げられています。ぜひ、この県議の中にも、そこに詳しい方々がいらつしやいますので、意見交換をしていただいて、より充実させていたいただきたいと思います。

そして、大綱三点目の、地域共生社会の実現に向けてです。ここ一つ、質問させていただきます。これから再犯防止推進計画の作成を三十市町村で行うということなのですが、全ての市町村で行ったほうがよいのではないかということ、事前に委員の中からも出されていた意見だったと思います。こちらどなたかに回答していただきたいのですが、あえて三十市町村というちょっと引き気味の目標設定にしたところが気になります。保健福祉部長、お願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） はい。当然ながら全ての市町村で目指すべきだというふうに思っておりますが、目標の立て方として、期間がありまして、各市町村における策定の計画の中身の予定ですとか、そういったものを考え合わせていったときに、実現可能性が十分であって、目標値として確度が高いところをしっかり落とし込んで、今回目標を立てたといった経緯がございます。ただ、計画値の目標としてはそういったことにしませんが、当然ながら目指すところはその上、全市町村でといったことを目指して取り組んでいく方向にしたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） ありがとうございます。ぜひ、県のほうでもサポートしていた

だいて市町村での取組をお願いいたします。続きまして、大綱四の動物と共生についても、既に様々な取組が進んでいるということで、ぜひ目標達成に向けて今後もお願いいたします。

次です。学校現場における課題について最後、教育長とゆつくりお話しができればと思いますが、よろしくお願いいたします。宮城県というと、何かといろいろと全国的にも取り上げられることがあります。非常に心配しております。問題は全国共通しているものの、割合が非常に高いところになります。今日は、教育長からまずは教員のほうの働き方のところで幾つかお答え頂きましたけれども、メンタルヘルスのところでストレスチェックをした後どういうふうな扱いをされているのか。もし今、情報を持ちでしたらお願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） まずメンタルヘルスチェックをしていただいて、自分のことに気づいていただくというのがありまして、その中でそれぞれ職場のほうにもお知らせしますが、あと本人がいろんな相談機関に相談したいとか、お医者さんのカウンセリングを受けたいということがあれば、そちらのほうを御紹介して対応しているということで、専門的な相談につなげているというような対応を行っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） ありがとうございます。ストレスチェック、私も教員時代やりましたけれども、あくまでも自己申告であって、特に先生方、自分がちよつと心身の不調を来していたとしても、仕事量を見て、必ずしも正直に申告しているとは限りません。自己申告以外の方法で先生方のSOSっていうものをどのように、どなたが管理されているのか、お願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 教員の健康の状態ということは、やはり管理職が一義的には管理することになると思うのですけれども、先ほど児童生徒の話をしましたけれども、やはり学校経営していくに当たって、学校の活動をやっていくに当たって、やはり教員の心身の健康があるというのは、やはり時間的な余裕というか、心の余裕というのも非常に大事で、同僚同士がお互いの状態に気づくということも大事だと思っ

おります。それは子供に対しても同じで子供の様子に気づいたり、悩みに気づいたりっていうのはやっぱりそういうところから見立てができるということになると思いますので、組織的に管理はしていますけれども、やはり職場の中で、お互いのコミュニケーションが取りやすい状況をつくるということも非常に大事なのではないかなというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 組織的にということでしたけれども、私の知り合いの一部の情報だけにはなりますけれども、学校内で管理職から守られていると感じない先生方もおられます。職場によっては管理職のレベルで隠蔽されていて、先生方が本当につらい思いをされている、ハラスメントが起きている、ひどい言葉を受けているということが、必ずしもしっかりと受け止められていない現状があるのですけれども、学校外のところでは安全に御相談に乗っていただけたところは確保されているでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 様々な相談窓口を用意しておりますので、そちらをきっちり周知していくということも大事だと思いますので、教員の皆さん一人一人に、相談窓口、こういうところありますよということで御紹介させていただいております。

あと教育委員会のほうにもワンストップ窓口というのも設置しましたので、相談の窓口はハードルが低いほうがいいと思っていますので、何でも相談していただけるような窓口もつくりましたので、そちらにまず問合せいただいて、また紹介するということも可能なので、いろんな方法で周知をしていきたいと思えますし、専門家の相談については、十分窓口の準備をさせていただいているというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 職員室にいる先生方の様子は、子供たちよく見ています。人間関係を含め、よく分かれていますので、ぜひ新年度前に、また管理職の方々とお会いすることがあると思いますので、決してそのことは隠すこと——職場のいろんなことを隠すことのほうが恥ずかしいことなのである、保身に走らずに、真剣に子供たちの悩みや先生方の悩みを報告して、皆さんで解決に早期に向かうということを、そういう雰囲気、ぜひ教育長につくっていただきたいと思います。改めてコメントをお願いいたし

ます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） お話ありましたとおり、学校の中の雰囲気っていうのは子供たちもやはり見ていると思うので、先生が明るい表情で学校にいないと子供たちにも影響すると思っておりますし、やっぱり学校というところは子供たちの希望とか夢をかなえる場所だと思っておりますので、そこで働く先生方も幸せであるべきだということに思っておりますので、そのような環境づくりできるように、私もしっかり努力してまいりたいというふうに考えております。

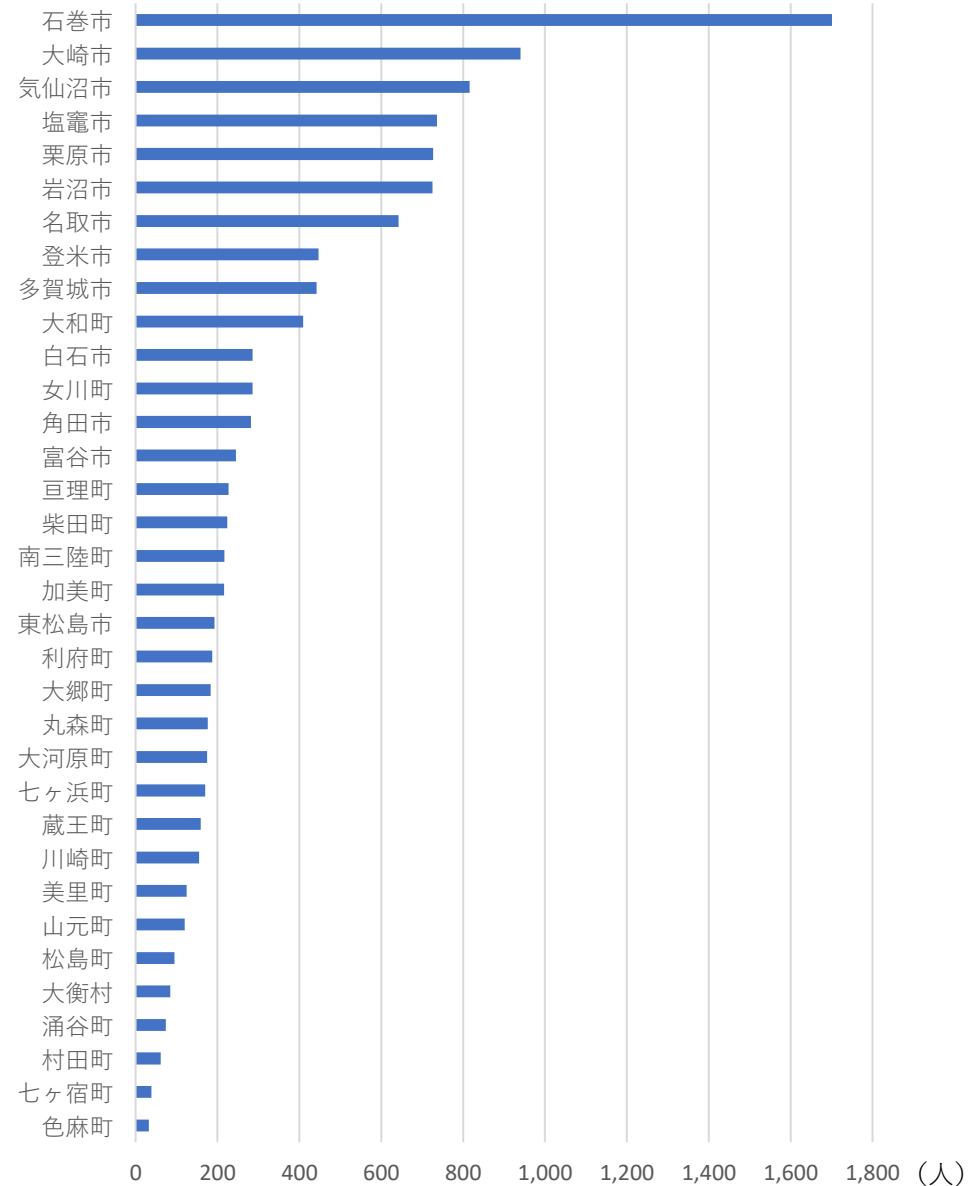
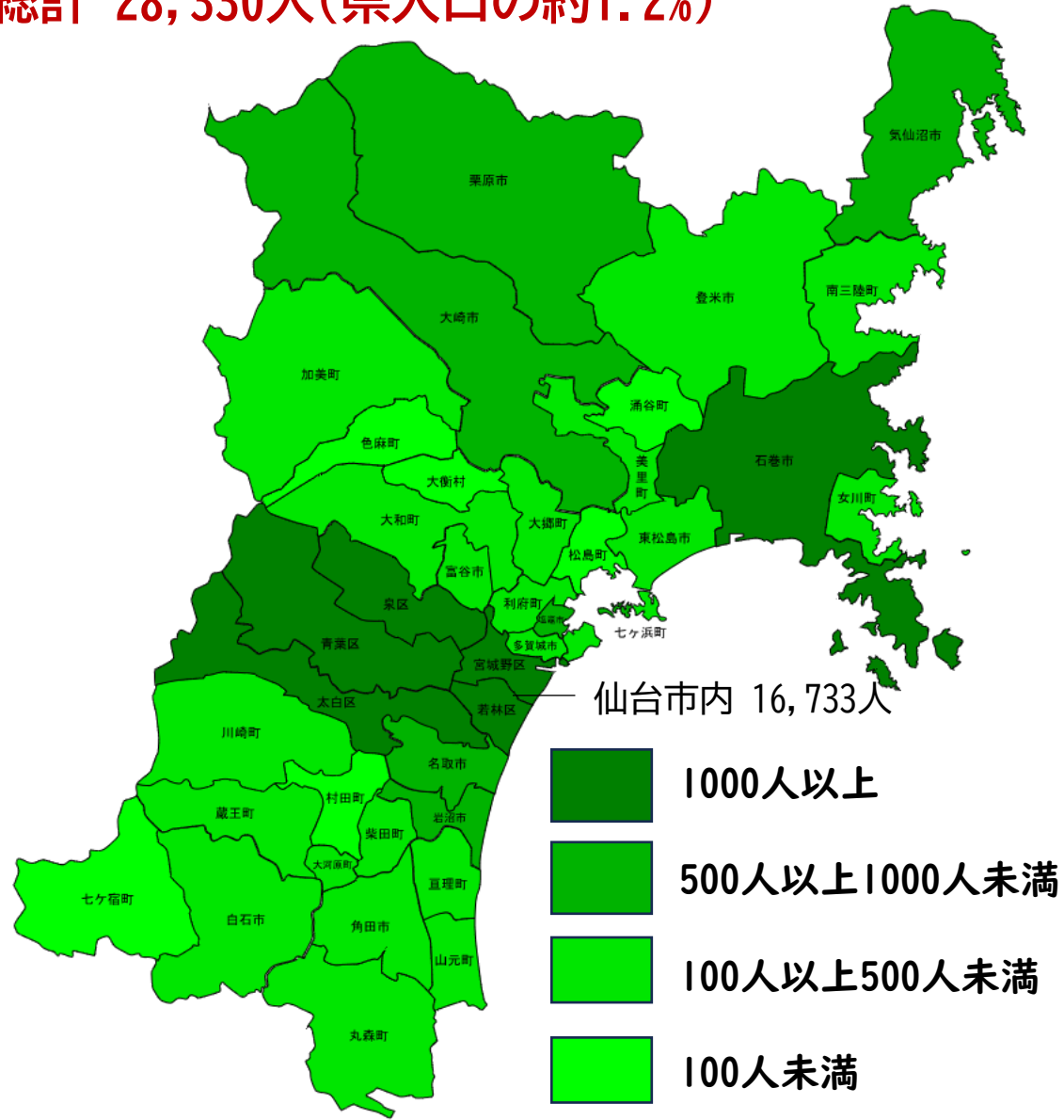
○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） ぜひお願いいたします。今、夢や希望ということで、前回の議会のときにも、学校というのはそういう場所である、教育というのはそういうものであるということ、教育長からお話を伺ってございました。前回も取上げました、令和六年の三月に行われました、小中高生対象とした子供アンケートの中で、子供たちが関心あるテーマがいじめについてということで、子供たち自身もやはり同じ学校で暮らしながら、課題を感じているようです。ぜひ、子供たちのそういう声に応えていただいて、時間がたつてからですとどうしてもその調査に時間がかかり、何が真実に近いのかというところに時間を大分かけてしまいます。ぜひ、早くに対応ができるような空気感というのを、教育長から発信していただけたらと思います。残りあと少しになりましたが、いろいろと社会が大きく変化していく時代ですけれども、子供たちが力強く柔軟に生きていけるように、社会をつくっていただきたいと思います。ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

宮城県の市区町村における在留外国人数 (令和6年6月調査)

総計 28,330人(県人口の約1.2%)



出典：政府統計の総合窓口(e-Stat) (<https://www.e-stat.go.jp/>)
「在留外国人統計テーブルデータ(国籍・地域別 在留資格別 市区町村別)」(法務省出入国在留管理庁)をもとに作成

移民統合政策指標数 2020

出典：MIPEX（Migrant Integration Policy Index, 2020（<https://www.mipex.eu>, February 6, 2025）

順位	国	総 合	労働市場の 流動性	家族統合	教 育	保健医療	政治参加	永住許可	国籍取得	差別禁止
1	スウェーデン	86	91	71	93	83	80	90	83	100
2	フィンランド	85	91	67	88	67	95	96	74	100
3	ポルトガル	81	94	87	69	65	80	71	86	100
4	カナダ	80	76	88	86	73	50	77	88	100
5	ニュージーランド	77	59	74	76	83	85	63	92	88
6	アメリカ	73	69	62	83	79	40	63	88	97
7	ノルウェー	69	85	58	71	75	80	71	50	65
7	ベルギー	69	85	58	71	75	80	71	50	65
9	オーストラリア	65	37	68	79	79	65	46	76	69
10	ルクセンブルク	64	35	52	64	46	85	58	79	89
10	アイルランド	64	22	48	45	85	85	50	79	94
10	ブラジル	64	67	94	14	31	35	96	91	85
13	スペイン	60	67	69	43	81	55	75	30	59
14	ドイツ	58	81	42	55	63	60	54	42	70
14	アルゼンチン	58	44	69	26	44	30	71	91	88
14	イタリア	58	67	64	43	79	25	67	40	78
17	オランダ	57	65	31	57	65	50	52	55	85
18	韓国	56	65	54	72	40	65	60	44	51
18	アイスランド	56	33	62	45	54	65	77	55	57
18	フランス	56	52	43	36	65	45	58	70	79
18	イギリス	56	48	29	40	75	45	58	61	94
22	チリ	53	30	44	21	73	40	79	53	85
23	メキシコ	51	54	66	29	42	25	90	38	67
24	セルビア	50	57	65	43	40	10	60	38	90
24	チェコ	50	54	63	60	61	10	50	36	64
24	エストニア	50	69	76	69	29	20	75	16	48
24	スイス	50	63	41	48	83	55	48	28	38
28	デンマーク	49	65	25	45	56	70	42	41	51
28	ルーマニア	49	46	67	41	46	5	56	38	96
28	イスラエル	49	52	58	31	63	20	46	63	56
31	スロベニア	48	26	72	33	33	30	77	22	90
31	ウクライナ	48	46	57	7	27	15	90	47	94
31	マルタ	48	48	36	40	56	35	46	63	63
31	南アフリカ	48	57	57	5	40	5	81	36	100
35	日本	47	59	62	33	65	30	63	47	16
35	モルドバ	47	48	61	19	36	15	69	42	84
37	ギリシア	46	61	52	36	48	20	46	40	67
37	オーストリア	46	59	36	52	81	20	50	13	53
39	トルコ	43	22	53	52	69	5	42	50	50
39	アルバニア	43	46	61	21	15	20	54	76	50
39	ハンガリー	43	37	58	0	29	15	81	25	96
42	北マケドニア	42	31	58	21	38	0	69	22	100
43	キプロス	41	24	35	40	36	25	50	53	62
44	ブルガリア	40	48	38	21	29	0	69	13	100
44	ポーランド	40	31	58	33	27	10	50	50	63
46	クロアチア	39	50	48	33	27	10	54	19	71
46	スロバキア	39	17	59	7	50	5	65	28	79
48	ラトビア	37	33	47	26	31	20	46	24	67
48	リトアニア	37	52	43	43	31	5	52	22	51
50	中国	32	44	56	7	25	0	54	50	19
51	ロシア	31	28	46	12	23	30	46	44	22
52	アラブ首長国連邦	29	24	52	29	62	0	17	9	38
53	インドネシア	26	17	75	0	13	0	58	34	13
54	インド	24	17	75	19	12	0	46	16	9
55	ヨルダン	21	19	43	19	17	0	42	22	4
56	サウジアラビア	10	0	43	5	21	0	0	0	15

差別禁止(日本)：差別と闘うための ①法制度が未整備 ② 独立した公平な機関がない

厚生省通知「墓地経営・管理の指針等について」(平成12年12月6日 生衛発第1764号)

「公衆衛生の確保もさることながら、これ以外の部分、例えば墓地の永続性(安定的な経営・管理)の確保、利用者の多様なニーズへの対応など、利用者の利益の保護、あるいは広域的な需給バランスの確保、周辺的生活環境との調和等の公共の福祉との調整が重要」

日本の墓地埋葬法制

明治6年 (1873年)	太政官布告第253号「火葬ノ儀自今禁止候條此旨布告候事」(火葬禁止)・・・神道国教化政策の一環 →明治8年に廃止・火葬可能に(火葬率：明治29年26.8% → 昭和30年54.0% → 昭和59年94.0%)
明治30年 (1897年)	「伝染病予防法」伝染病患者ノ死体ハ其ノ予防方法ノ完全ヲ期スル為之ヲ火葬セシムル(火葬義務) →平成10年(1998年)「感染症の予防及び感染症の感染に対する医療に関する法律」 火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときには埋葬可能。
平成11年 (1999年)	「地方自治法」の一部改正(「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に基づく) →都道府県の判断で市町村への権限移譲(地域の実情に合わせた条例・規則等の制定・改正)

出典：・新谷尚紀・関沢まゆみ(2005)『民俗小辞典 死と葬送』吉川弘文館
・辻井敦大(2019)「墓地行政における福祉―地方自治体による墓地への意味づけに注目して―」『都市社会研究』第11号
・e-Govポータル(<https://www.e-gov.go.jp/>)・厚生労働省法令等データベースサービス(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)

	宮城県内在留外国人(ムスリム人口が多い国)					在留外国人総数	
	インドネシア	パキスタン	バングラデシュ	トルコ	イラン	宮城県	全 国
平成21年 (2009年) 6月	274	92	114	21	71	16,500	2,186,121
平成26年 (2014年) 6月	383	170	123	41	49	15,446	2,086,603
令和元年 (2019年) 6月	948	347	243	36	26	22,408	2,829,416
令和6年 (2024年) 6月	2,419	477	492	39	31	28,330	3,588,956